

繁忙期の労働力確保にスポットワークを活用してみませんか？

鶴岡市スポットワーク活用 支援事業補助金

申請期限
12月24日（水）

令和7年度に利用したスポットワーク マッチングサービスに係る手数料 （最大 **5万円**）を補助します

補助金申請までのながれ

対象
市内中小企業
・個人事業者

スポットワークマッチングサービス※への求人登録・採用

まずはサービス提供事業者を通して自社の求人を募集し、採用を行います。

※求職者が自分の働きたい時間に合わせて行う短時間かつ単発の仕事について、求人企業と求職者をマッチングさせるサービスのこと。例：タイミー、シェアフルなど

補助金申請書・モニター調査回答等の提出

市HPに掲載されている下記の申請様式、及びスポットワーク活用モニター調査に記入し、補助金交付申請手続に**必要な書類**が揃っているか、補助対象外となる経費がないか確認します。

- (1) 令和7年度鶴岡市スポットワーク活用支援事業補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）
- (2) 誓約書（様式第2号）
- (3) 申請者が支出した費用の支払を証明できる書類（利用手数料の請求書明細などの写し）
- (4) スポットワーク活用モニター調査

上記の書類を鶴岡市役所商工課に**郵送などで提出**します。**令和7年12月24日（水）まで**に申請手続を終えてください。

審査後、交付決定通知を送付し、指定の口座に補助金を支払います

対象経費・補助額

スポットワークマッチングサービスを提供する事業者に対し支払った**利用手数料**

（ただしワーカーの報酬に係る手数料のみとし、交通費、振込手数料等諸経費に対する手数料は対象外）

上限 5万円 もしくは 雇用者への報酬額の30%のうち、低い額

※予算に限りがあるため、**予算額に達し次第募集終了**となります。募集状況は市HPもしくは下記お問合せ先にてご確認ください。

【書類提出・お問合せ先】

鶴岡市役所 商工観光部 商工課 雇用推進班

〒997-8601 鶴岡市馬場町9-25

TEL：0235-35-0633

E-mail：shoko@city.tsuruoka.yamagata.jp

様式ダウンロードなど、詳しくは
鶴岡市のHPをご覧ください。

鶴岡 スポットワーク 補助金

検索

